

告示第 688号

令和8年5月18日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市が所有する船舶の売却に係る一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

鹿児島市が所有する船舶の売却に係る一般競争入札を実施するについて、この入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項及び同令第167条の6第1項並びに鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第3条の規定により公告します。

記

1 入札に付する事項

交通船「汽船しんじま」（以下「本船」という。）の売却

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札参加資格審査申請の受付期限までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定）その他の本市で定める指名停止に関する規程に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 納期の到来している市区町村民税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

3 売却の条件

- (1) 売買代金を完納後、令和8年7月14日（火）までに速やかに所有権の移転登録を行い、同月31日（金）までに本船を現況有姿で鹿児島市高免町浦之前（浦之前港）において引渡しを受け搬出すること。
- (2) 本船の所有権に係る移転登録は、鹿児島市から落札者（以下「買主」という。）へ行うものとする。
- (3) 本船の搬出等に係る費用は、全て買主が負担すること。

4 入札参加資格審査申請書の交付及び受付

(1) 交付及び受付期間

令和8年5月18日（月）から同年6月2日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）とする。

(2) 交付及び受付場所

鹿児島市桜島藤野町1439番地

鹿児島市桜島支所桜島総務市民課地域振興係（桜島支所1階）

(3) 提出書類等

入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、鹿児島市が所有する船舶の売却に係る一般競争入札実施要領による。

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

提出書類は、受付場所へ直接持参又は郵送（受付期間内必着）により提出すること。

(6) その他

一般競争入札実施要領、申請書等の様式は、この公告の日から令和8年6月2日（火）までの間、本市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において入手することができる。

5 入札参加資格審査の結果

入札参加資格審査の結果、資格者であると承認された者に対しては、令和8年6月11日（木）までに書面により通知する。

6 売却物品説明会の日時及び場所

(1) 日時

令和8年6月15日（月）午前10時から

(2) 場所

鹿児島市高免町浦之前（浦之前港）

(3) 売却物品説明会への参加を希望する場合は、令和8年6月12日（金）午後1時まで
に鹿児島市桜島支所桜島総務市民課地域振興係へ電話又はメールにて申し込むこととする。

なお、売却物品説明会への出席は、入札参加資格の要件としない。

7 入札の方法等

(1) 売却方法

一般競争入札

(2) 入札期日

令和8年6月17日（水）午前10時

(3) 入札場所

鹿児島市桜島藤野町1439番地

鹿児島市桜島支所1階災害対策室

(4) 入札書の記載

ア 入札書には入札金額、日付並びに入札者の住所、氏名及び電話番号を記入すること。

イ 入札金額の記入は、算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入すること。

(5) 郵送又は電信による入札

認めない。

(6) 入札説明会

実施しない。

(7) その他

ア 入札回数は、3回までとする。

イ 入札締切後、即時改札とする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる入札金額の100分の5以上に相当する金額（1円未満の端数は切り上げる。）

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。ただし、鹿児島市契約規則第26条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

9 入札の無効に関する事項

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- キ 再度入札において前回の入札の最高金額以下の金額による入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係があると認められる者のした入札
- コ 入札保証金の納付がない場合又は納付金額が過少の場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。

(4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

10 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

11 問い合わせ先

〒891-1415

鹿児島市桜島藤野町1439番地

鹿児島市桜島支所桜島総務市民課地域振興係

電話 099-293-2346

ファックス 099-293-3744

電子メール sasou-chiiki@city.kagoshima.lg.jp